

令和6年4月1日より

## 犯罪被害者等支援条例が施行されます



### 犯罪被害者の支援に取り組むための条例です

誰もが突然、犯罪の被害に遭う可能性があります。犯罪の被害を受けた方やその家族・遺族は、命を奪われたり負傷するだけでなく、精神的・経済的にも厳しい状況に置かれるなど、日常生活が困難になる場合が少なくありません。

犯罪被害者やそのご家族の視点に立ち、一日も早くその心身に受けた影響から回復され、平穏な生活に戻ることができるよう、国や県、警察などの関係機関と協力し、適切な支援を行います。

### 支援の概要

#### ① 相談窓口の設置

犯罪被害者が抱えているさまざまな問題について、町秘書広聴課職員が相談に応じます。相談者に対し、必要な情報の提供や助言、町役場で提供可能な制度の案内を行うほか、必要に応じて関係機関への連絡調整や橋渡しを行います。



#### ② 見舞金の支給

犯罪行為により死亡した町民の遺族や、犯罪行為により一定以上の重傷病を受けた町民に対し、経済的負担を軽減するため、見舞金を支給します。

▶対象 令和6年4月1日以降に犯罪行為の被害を受けられた方

	遺族見舞金	重傷病見舞金
支給対象者	被害者の遺族	被害者本人
支給要件	被害者の死亡	犯罪行為により1か月以上の療養期間を要する者 ※医師の診断が必要です。
支給金額	30万円	10万円

#### ③ 居住の安定のための助成金の支給

令和6年4月1日以降の犯罪行為により元の住所に居住することが困難になった場合、6か月間、家賃の一部を助成します。

▶補助金額 家賃の月額2分の1（上限30,000円、1,000円未満切捨）

被害者やその家族が、再び安心して地域で暮らしていくためには、周囲の皆様の支援が必要です。ご理解とご協力をお願いします。

### 電話相談はこちら

- 茨城町秘書広聴課 ☎ 029-240-7126（直通） 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）
- 公益社団法人いばらき被害者支援センター ☎ 029-232-2736 午前10時～午後4時（土・日・祝日を除く）

【問合せ先】 秘書広聴課 ☎ 029-240-7126（直通）